当たりの資本費から148円を控除した額に当該有収水量を乗じて得た額（以下「高料金上水道事業繰出基準額」という。）の範囲内に限る。）に0.8を乗じて得た額

B　高料金上水道事業繰出基準額に0.5を乗じて得た額。この場合における資本費及び有収水量は、普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第９号に規定する高料金対策上水道資本費及び高料金対策上水道有収水量とする。

二　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に給水を開始した高料金上水道事業について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ×α

算式の符号

Ａ　高料金上水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（高料金上水道事業繰出基準額の範囲内に限る。）に0.8を乗じて得た額

α　前々年度の決算における供給単価が181円以上の場合にあつては1.0、181円未満の場合にあつては0.9（ただし、福島県浪江町及び双葉地方水道企業団が経営する上水道事業にあつては1.0とする。）

三　複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業（以下「統合水道」という。）であつて、統合水道（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。）として平成二十七年四月二日以降に給水を開始した事業について、次の算式によつて算定した額の範囲内において当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・八を乗じて得た額から高料金上水道事業繰出基準額に〇・五を乗じて得た額を控除した額

算式

（Ｃ－Ｄ）×α＋Ｄ（Ｃ－Ｄが負数となるときは、零とする。）

算式の符号

Ｃ　統合前の上水道事業又は統合前の簡易水道事業がなお統合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金対策の繰出基準額の合計額

Ｄ　統合水道における高料金対策の繰出基準額

α　次の表の上欄に掲げる経過年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

当たりの資本費から150円を控除した額に当該有収水量を乗じて得た額（以下「高料金上水道事業繰出基準額」という。）の範囲内に限る。）に0.8を乗じて得た額

B　高料金上水道事業繰出基準額に0.5を乗じて得た額。この場合における資本費及び有収水量は、普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第９号に規定する高料金対策上水道資本費及び高料金対策上水道有収水量とする。

α　前々年度の決算における供給単価が181円以上の場合にあつては1.0、181円未満の場合にあつては0.9（ただし、福島県浪江町及び双葉地方水道企業団が経営する上水道事業にあつては1.0とする。）

二　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に給水を開始した高料金上水道事業について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ×α

算式の符号

Ａ　高料金上水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（高料金上水道事業繰出基準額の範囲内に限る。）に0.8を乗じて得た額

α　前々年度の決算における供給単価が181円以上の場合にあつては1.0、181円未満の場合にあつては0.9（ただし、福島県浪江町及び双葉地方水道企業団が経営する上水道事業にあつては1.0とする。）

三　複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業（以下「統合水道」という。）であつて、統合水道（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。）として平成二十七年四月二日以降に給水を開始した事業について、次の算式によつて算定した額の範囲内において当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・八を乗じて得た額から高料金上水道事業繰出基準額に〇・五を乗じて得た額を控除した額

算式

（Ａ×α＋Ｂ－Ｃ×α）×β＋Ｃ×α（Ａ×α＋Ｂ－Ｃ×αが負数となるときは、零とする。）

算式の符号

Ａ　統合前の上水道事業がなお統合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金対策の繰出基準額の合計額

Ｂ　統合前の簡易水道事業がなお統合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金対策の繰出基準額の合計額

Ｃ　統合水道における高料金対策の繰出基準額

α　前々年度の決算における供給単価が181円以上の場合にあつては1.0、181円未満の場合にあつては0.9（ただし、福島県浪江町及び双葉地方水道企業団が経営する上水道事業にあつては1.0とする。）

β　次の表の上欄に掲げる経過年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率